構造改革特別区域の第19次提案等に対する政府の対応方針

平成23年3月30日 構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成22年10月18日から1 1月17日までの間、構造改革特別区域(以下「特区」という。)に係る第19 次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望に ついて検討を行った。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省 庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてと りまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表1のとおりである。

2. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、 内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

3. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表3のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

4. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1012	地方競馬における七重勝単勝 式勝馬投票法の実施	競馬法施行規則(昭和29年農 林省令第55号)第6条、第45条 第2項	現行制度上認められていない七重勝単勝式勝馬投票法について、 当該投票法を実施しても過度に射幸心を煽るおそれがないと認められる地方競馬主催者については、実施回数、払戻金等について一 定の範囲内で、当該投票法を実施できることとする。	農林水産省

(注)

・規制所管省庁においては、省令又は通達の案を作成するに当たっては、上記及び基本方針の別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
449	コミュニティFM放送局の放送 区域の拡大	放送法施行規則(昭和25年 電波監理委員会規則第10 号)別表第1号(第1条の2関 係)(注)14	コミュニティ放送局の放送対象地域については、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する市町村の一部の区域を超えることも可能とすることとし、パブリックコメントの募集等、所要の手続きを経て平成23年度中に改正放送法の完全施行に合わせて実施する。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年中に結論」とされていたもの】	平成23年度中	総務省
719	不開港にある保税工場の造船 所に修繕のために入港する船 舶に係る入港手続きの負担軽 減	関税法(昭和29年法律第61号)第2条、第20条 関税法基本通達15-1、20-1、20-2、20-5	船舶の修繕目的のみで特定の不開港に入港する場合であって、外国貿易船を沖合いに停泊させることがやむを得ず、監視取締上支障がないと認められる場合には、当該沖合いを「特定の不開港と一体とみなせる海域」としてみなすことができるよう平成22年7月に措置した。 【平成22年6月2日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成23年5月を目途に結論」とされていたもの】	平成22年7月 (措置済)	財務省
9-118	新医薬品の製造販売承認後に 係るGMP調査(医薬品等の製 造所における製造管理及び品 質管理の方法に関する基準適 合調査)の実施主体の拡大		初回の定期適合性調査を受けた新医薬品に係る定期及び一部変更承認時の適合性調査について、その権限を都道府県に移譲する。 【平成21年11月12日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中を目途に、速やかに評価を行い、結論を得るべく、検討」とされていたもの】	平成22年度中	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-119	医療法人等が特別支援学校に おいて医療的ケアを実施する 請負契約を受託可能とするた めの規制緩和	医療法(昭和23年法律第 205号)第7条第5項及び第 42条	「医療法人の附帯業務の拡大について(平成22年7月29日付け医政発0729第10号厚生労働省医政局長通知)」を発出し、特別支援学校の児童生徒に対する医療的ケア業務の実施を医療法人の附帯業務に位置づけたところ。 【平成22年6月2日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度早期」とされていたもの】	平成22年7月 (措置済)	厚生労働省
9-120	ハローワークの職業紹介に関 する事務の先行移管	厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第23条第1項、第24条第1項職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条、第8条第2項	ハローワークについては、「アクション・プラン〜出先機関の原則廃止に向けて〜」(平成22年12月28日閣議決定)において、「希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施」すると整理されたところであり、今後、当アクション・プランに従って進めていくこととしている。 【平成22年6月2日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】	平成22年12月 (措置済)	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-123	① 家庭的保育事業の共同実施の容認(要綱の運用緩和) ② 家庭的保育事業の共同実施の場合の認可外保育施設の届出等の免除	児童福祉法(昭和22年法律 第164号)第6条の2⑨、第24 条、第34条の14~16、第59 条 児童福祉法施行規則(昭 23年厚生省令第11号)第36 条の36~39 「保育対策等促進事業の 所について」(平成20年6月9日付雇児発0609001号厚生 労働省雇用均等・児童家庭 局長通知) 「保育対策等促進事業費の 国庫補助について」(平成20 年6月9日付厚生労働省 軍児第0609001号厚生労働 雇児第0609001号厚生労働 事務次官通知)	① 複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する家庭的保育事業については、平成23年度から相互に援助しあう保育として実施することとする。 ② 児童福祉法第59条の2に規定する認可外保育施設の届出について、家庭的保育事業を行う場合については届出対象外とすることを検討し、平成23年度中に措置する。	①平成22年度中 に措置、平成23 年度より実施 ②平成23年度中	厚生労働省
1147	特許の出願手続の簡素化	特許法(昭和34年法律第 121号)第36条	願書に添付する明細書や特許請求の範囲について、 論文を基に最低限の様式を整えることにより、特許出 願を行うことが可能である旨、ホームページ等で周知 していく。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決 定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制 改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成 23年中に結論」とされていたもの】	平成23年度中	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1289	下水道事業予定地等の有効活 用を図るための国庫補助目的 外への使用制限の緩和	補助金等に係る予算の執 行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)第 22条	① 下水道処理場等の事業予定地について、暫定的な目的外使用を以て、地域の課題解決や地域の活性化・賑わいづくりを図ることができるよう、目的外使用に係る承認基準の見直しを行う。 ② 暫定的な目的外使用により得られた収益については、当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、国庫返納を不要とする。	①平成22年度中 ②平成23年度中	国土交通省
1290	下水道法第7条(構造の基準) の改正	下水道法(昭和33年法律第 79号)第7条	公共下水道の構造の技術上の基準について、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に即し、雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準を除き、条例に委任する旨の下水道法第7条の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(案)」を国会に提出する。	平成23年通常国 会に改正法案を 提出予定	国土交通省
1291	除雪作業車輌への臨時運行許 可	道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)第34条、第35 条、第36条	平成22年11月25日付けで通達「除雪車両に対する臨時運行許可の取扱いについて」を発出し、緊急対応のための最短の期間において除雪作業車両の臨時運行許可を認めることとした。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】	平成22年11月 (措置済)	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1292	成長戦略拠点特区 (規制緩和特区の創設)	都市再生特別措置法(平成 14年法律第22号)	国際競争力の強化を図るための特定都市再生緊急整備地域制度の創設等を内容とする「都市再生特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。(平成23年2月8日閣議決定) 【平成22年6月2日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】	平成23年通常国 会に改正法案を	国土交通省
1293	民間活力を導入した港湾の一 体運営	特定外貿埠頭の管理運営 に関する法律(昭和56年法 律第28号)第4条	港湾管理者が指定会社の発行済株式の総数の二分の一以上を保有しなければならない義務について廃止することを含め、港湾運営の民営化等を通じた港湾の国際競争力強化を目的として「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。(平成23年2月4日閣議決定)【平成22年6月2日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】	平成23年通常国 会に改正法案を 提出済	国土交通省
1294	小水力発電実施の際の特定水 利権の処分手続の緩和	河川法(昭和39年法律第 167号)第79条第2項 河川法施行令(昭和40年政 令第14号)第2条第1項、第 47条	発電のためにする水利使用のうち、特定水利使用以外の水利使用に従属する発電水利については、特定水利使用の対象外とするよう、河川法施行令の改正(平成23年政令第8号)を行い、平成23年3月1日に施行した。 【平成22年10月14日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】	平成23年3月 (措置済)	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1315	鳥獣保護区等の区域指定を表 示するための標識設置基準の 撤廃	鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律(平成14 年法律第88号)第15条第13 項、第28条第9項、第29条 第4項、第34条第5項、第35		平成23年通常国 会に改正法案を 提出予定	環境省

別表3 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
409	エタノール含有ガソリンを取り 扱う給油取扱所に関する運用 の緩和		揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則によりE10を自動車用の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には、給油取扱所において必要な安全対策を講ずることによりE10を給油することができるよう関係省庁と連携して結論を得る。	平成22年度中	総務省
410	地方独立行政法人に係る公務 員型から非公務員型への移行 の簡素化		特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとしているという地方独立行政法人法第8条第3項の趣旨に加え、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令改正について、法第16条の規定との関係につき厚生労働省と平成23年度中に速やかに協議を終え、その結果を踏まえ対応する。	平成23年度中	総務省
516	外国法事務弁護士事務所の法 人化	弁護士法(昭和24年法律第 205号)第30条の2 外国弁護士による法律事務 の取扱いに関する特別措置 法(昭和61年法律第66号) 第2条第15号	外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で構成される外国弁護士制度研究会を設置した。この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に関し、次の2つの法人制度の創設を提言した。 ① 外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制度② 弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度現在、法務省では、この提言内容に沿った法制化の検討を行っているところである。	平成24年通常国 会への法案提出 を目指して対応	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
706	貨物運搬車に積載された状態での輸入申告の可能化	関税法(昭和29年法律第61 号)第67条	国際フェリーを利用して輸入される貨物について、保税地域における適切な貨物管理を確保しつつ、貨物運搬車に積載された状態での輸入申告を可能とする措置を講ずることができるか検討し、平成23年中に結論を得る。	平成23年中に 結論	財務省
925	市町村における民生委員の推薦手続きの簡略化	民生委員法(昭和23年法律 第198号)第5条及び第8条	委嘱手続きの簡略化に関する民生委員法の改正については、地域主権改革の流れと一体的に進め、平成23年度中を目途に結論を得る。なお、運用面で簡略化が可能な手続きについては、通知を見直し、平成22年2月23日付けで発出したところ。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】	平成23年度中を 目途に結論	厚生労働省
930	若者サポートステーションの契 約期間の複数年度化	平成22年度若者職業的自 立支援推進事業実施要綱 等	特区提案者の趣旨を踏まえ、地域若者サポートステーション事業の複数年度化による事業実施上の課題、施策効果への影響に関する検討を行った上で、平成23年度概算要求において、複数年度化契約を可能とする国庫債務負担行為要求を盛り込んだところ。平成23年度においては当該要求は認められていないため、提案の趣旨を踏まえ、引き続き施策効果への影響や方策等について検討する。 【平成22年6月2日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分され、実施時期が「平成22年度中に結論」とされていたもの】	平成23年度中を 目途に結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
936	日本国内において診療行為を行える医師資格の特例措置	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)	「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において「国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めることについて、制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる」とされたことを受けて、平成22年度中に制度・運用の見直しについて結論を得るべく、社会保障審議会医療部会等において有識者の意見を聞きつつ検討を進めているところである。厚生労働省としては、その結論を踏まえ、できる限り平成23年中に、所要の措置を講じる。	平成22年度中に 結論	厚生労働省
937	指定市町村事務受託法人の事 業の基準(人員基準)の緩和	介護保険法(平成9年法律 第123号)第24条の2第2項 介護保険法施行令(平成10 年政令第412号)第11条の2 第2項第1号 介護保険法施行規則(平成 11年厚生省令第36号)第34 条の7	今後、少子高齢化の更なる進展により、認定調査の 件数の増加が見込まれる中で、地域によっては、その 事務が膨大になることが予想されるため、今後、認定 調査を行う者の対象範囲の拡大について対応を検討 する。	平成23年度中を 目途に結論	厚生労働省
938	学校法人立の保育所における 各積立預金の目的外使用等に 伴う都道府県知事等への協議 手続きの免除	「保育所運営費の経理等に ついて」(平成12年3月30日 付児発第299号厚生省児童 家庭局長通知)	「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の改正を行う必要があるが、その改正に付す条件等を検討するため、都道府県等への意見照会の実施等を踏まえ、平成24年度からの実施について検討し、平成23年度中に結論を得る。	平成23年度中を 目途に結論	厚生労働省
940	「小中学校における障害のある 児童生徒への介助業務の医療 的支援特区」	医師法(昭和23年法律第 201号)第17条	厚生労働大臣の主宰により「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方等について検討を進め、平成22年12月13日に中間取りまとめを取りまとめたところであり、これを踏まえ、平成23年の通常国会に法案を提出できるよう、具体的な検討を進めているところ。	平成23年通常国 会に法案を提出 できるよう結論	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
941	市が認定する保育室の運営を 医療法人が担えるようにすること	医療法(昭和23年法律第 205号)第42条	地方単独事業による認可外保育施設の運営を医療法人の附帯業務に加えることについて、平成23年度までに検討を行い結論を得る。	平成23年度早期 に結論	厚生労働省